

米国の関税政策 (木材関連)

2025年9月30日現在

林野庁 木材利用課

米国の木材関税について

日本時間9月30日時点(9月29日大統領令に基づく)

- 分野別関税（通商拡大法232条調査対象）が適用される木材

針葉樹の丸太、製材、枕木

→ 10%

（米国MFN税率は無税のため、分野別関税10%のみが適用）

- 相互関税が適用される木材

分野別関税が適用される木材以外

→ 米国MFN税率によらず、一律15%

米国の関税政策（木材関税関係）について

- 現地時間9月29日、米国は通商拡大法232条に基づき、木材及び木製品に対する分野別関税に関する大統領令を発表。
- 針葉樹の丸太及び製材品に10%の分野別関税を課し、10月14日以降の輸入に適用。
- 232条関税の対象とならない品目は、原則として相互関税の対象（日本は15%）。

【大統領令「米国への木材、製材品及びそれらの派生品の輸入の調整」の概要】

- ・ 針葉樹の丸太及び製材品に10%、特定の布張り家具（椅子、ソファなど）に25%、キッチンキャビネット及び洗面化粧台並びにその部品に25%の分野別関税を課し、10月14日東部夏時間午前0時1分以降の輸入に適用する。
- ・ 2026年1月1日以降は、国家安全保障上の脅威を取り除く合意がされなければ、特定の布張り家具は30%、キッチンキャビネット及び洗面化粧台は50%に引き上げる。
- ・ 上記にかかわらず、日本及びEUに対しては、本大統領令による分野別関税と通常の関税（MFN）の合計を上限で15%とする（特定の布張り家具やキッチンキャビネット及び洗面化粧台並びにその部品が対象）。
- ・ 今回の措置である通商拡大法232条関税の対象とならない品目については、原則として相互関税の対象となる。

（分野別関税対象の針葉樹の丸太、製材、枕木の米国関税コード）

丸太（4403.11.00、4403.21.01、4403.22.01、4403.23.01、4403.24.01、4403.25.01、4403.26.01、4403.99.01）

製材（4407.11.00、4407.12.00、4407.13.00、4407.14.00、4407.19.00）

枕木（4406.11.00、4406.91.00）

米国の関税政策（木材関連）について

- ・ 3月1日に、米国は木材関連の政策として、次の2つの大統領令を発表。
 - ① 輸入木材による国家安全保障の脅威への対応に関する大統領令
 - ② 米国木材の増産に関する大統領令

【3月1日に署名した2本の大統領令】

● 輸入木材による国家安全保障の脅威への対応に関する大統領令

林産物の輸入超過となっている現状が国家安全保障に与える脅威を緩和するための、関税措置、輸出制限、国産品増産のためのインセンティブといった対応等について通商拡大法第232条に基づく調査をして、270日以内に結論を出すもの。

● 米国木材の増産に関する大統領令

木材生産及び健全な森林管理の改善に関する権限を拡大する立法案を30日以内に作成するなど、署名から280日後までの段階的な行動計画。

（9月29日付け大統領令にて結論公表）

商務長官は、木材輸入の現状が、国内の木材産業の生産能力の利用が低下させ、232条で定義されているように国家安全保障を損なう恐れがあると認定。

調査結果に基づき、針葉樹の丸太、製材等や一部の木製家具に分野別関税を賦課決定。

（米国農務省4月4日のプレスリリース）

連邦林における木材生産を増大させるため、インフラ投資・雇用法に基づき緊急事態決定を実施し、林野火災又は病害虫リスクのある連邦林113百万エーカー（約46百万ha）をその対象に指定し、森林施業における手続きの簡素化等を推進する旨の文書（secretary's memorandum）を発行。

（米国農務省森林局5月29日公表）

「National Active Forest Management Strategy」を公表。大統領令を受けて策定した戦略で、当局が今後3年間に実施する目標と優先行動を概説しており、①年間木材生産量を25%増加、②2028会計年度までに年間40億ボードフィート（約940万立法メートル）の販売、をを目標としている。また、本戦略を実施するために、2億ドルの投資を行うことも発表。

米国の関税政策（相互関税）について

- 現地時間7月31日、米国は8月7日から適用される新たな相互関税に係る大統領令を発表。
4月2日の大統領令に基づく措置から引き続き、木材（うち丸太、製材、合板等）、医薬品、半導体などは相互関税の適用除外となった。
- 9月29日の木材の分野別関税に関する大統領令において、適用除外となっていた木材のうち分野別関税が課される針葉樹の丸太、製材、枕木以外は、相互関税が適用。

【相互関税が適用される品目に係る7月までの流れ】

- ・ 4月5日から、全ての国を対象に10%の追加関税を実施（最低税率）。
- ・ 4月9日から、対象国（57の国・地域）に対して上乗せ税率を賦課。
相互関税（最低税率＋上乗せ税率）は、日本：24%、EU：20%、中国34%、韓国25%、ほか
- ・ その後、上乗せ税率を8月1日まで一時停止し、最低税率のみ賦課（日本も10%のみ適用）。

（適用除外木材）

丸太、製材、合板等（HS4401-4413）

（相互関税が適用される木材）

木製建具、その他木製品、木製食器等（HS4414-4421）

【7月31日、9月4日大統領令の概要】

- ・ 8月7日から新たな相互関税を適用。
- ・ 我が国に対する相互関税は15%。適用除外については4月2日大統領令の措置の多くを引き継ぐこととなり、**丸太・製材・合板等は適用外**。
- ・ 一方、**木製建具・その他木製品・木製食器等については8月7日以降は新たな相互関税が適用**。
- ・ 我が国適用の15%の税率の扱いは、7月22日の日米合意内容と異なり、現行関税＋15%が8月7日から徴収されていたが、9月4日の大統領令で、米国MFN税率15%未満の税率は15%、15%以上はMFN税率で追加なし、と合意どおりとなった。

【9月29日大統領令の概要】

- ・ **相互関税適用除外の木材のうち、針葉樹の丸太、製材、枕木に10%の分野別関税を賦課。それ以外の木材は相互関税が適用**。

【他国に対する米国関税率（9月29日時点）】

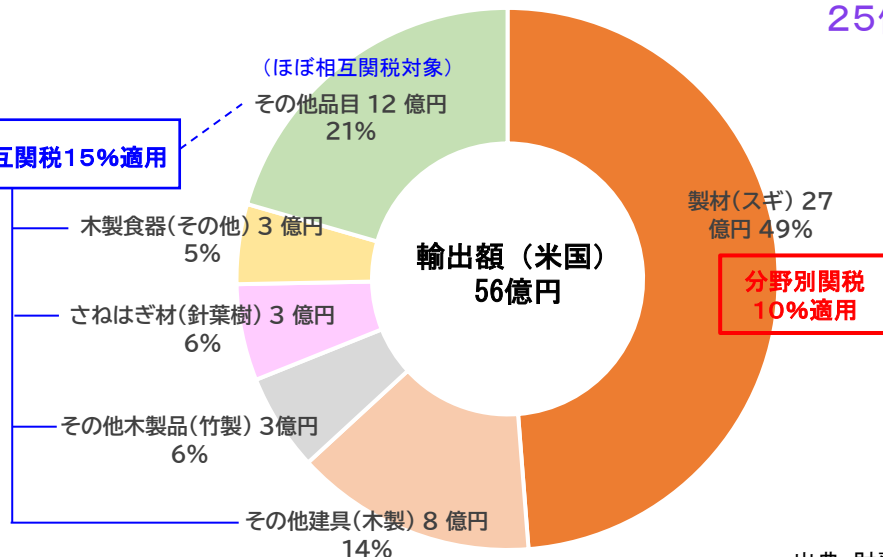
- ・ 英国：10%、ベトナム：20%、インドネシア19%、マレーシア19%、EU15%、インド50%、韓国15%、カナダ35%。
- ・ 中国：30%（追加関税20%＋相互関税10%）。

我が国の米国との木材貿易について

- 我が国の米国への木材輸出額は56億円(2024年)。中国、フィリピンにつぐ第3位の輸出先。スギ製材が27億円で49%を占める。
- 木材輸入額は、1,435億円(2024年)。ベトナム、EU、中国につぐ第4位の輸入先。主な輸入品目は、丸太(33%)、木質ペレット(27%)、木材チップ(21%)。

米国への木材輸出(2024)

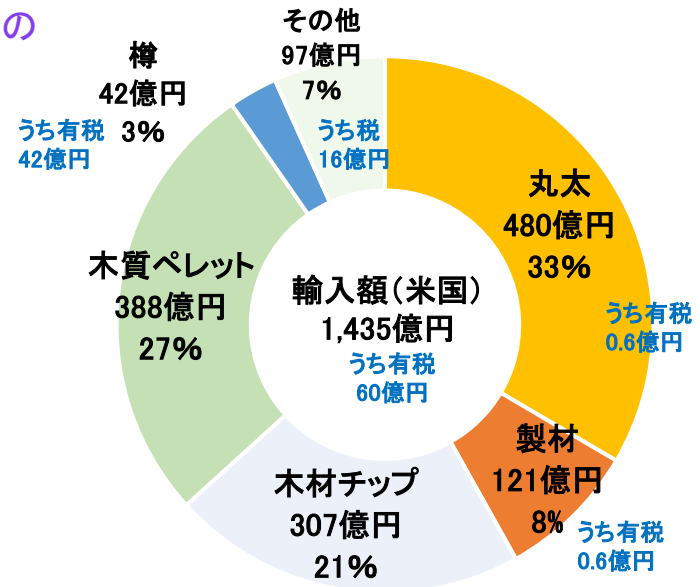
輸入額は輸出額の
25倍



出典:財務省貿易統計

- 分野別関税適用: 約49%(針葉樹製材)
- 相互関税適用: 約51%(建具、その他木製品、さねはぎ材、食器等)

米国からの木材輸入(2024)



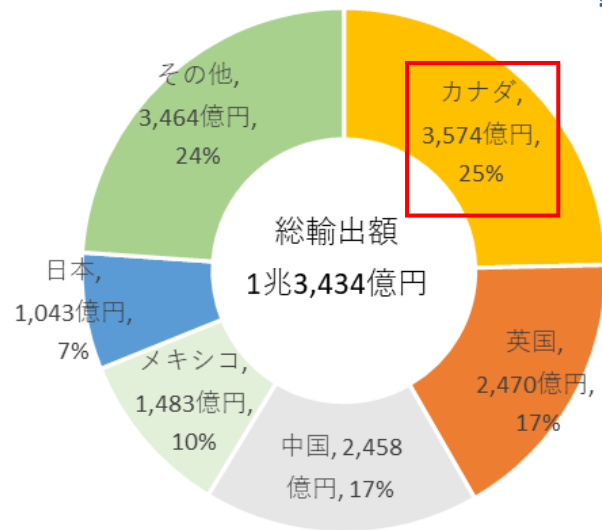
輸入額のうち有税の品目: 60億円(4%)

→丸太(0.6億円)、製材(0.6億円)、樽(42億円)、その他(16億円)

米国の木材貿易について

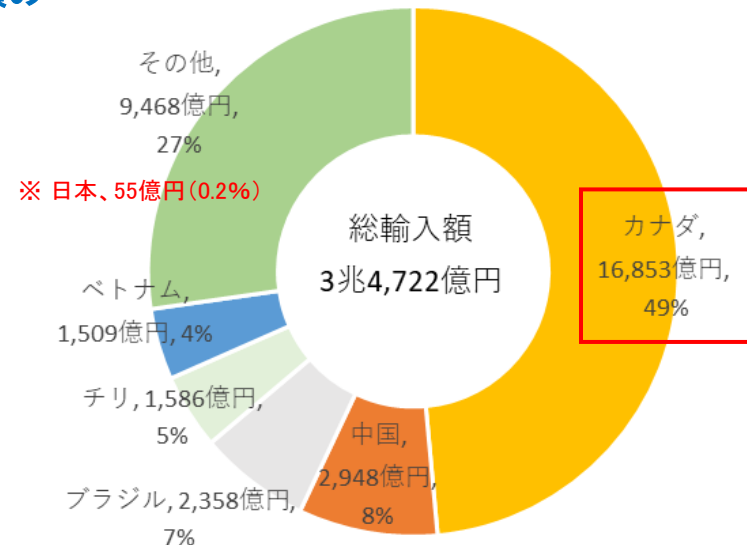
- 米国の木材輸出額は約1兆3千億円(2024年)。主な輸出先は、カナダ(25%)、英国(17%)、中国(17%)、メキシコ(10%)、日本(7%)。
- 木材輸入額は、約3兆5千億円(2024年)。主な輸入先は、カナダ(49%)、中国(8%)、ブラジル(7%)。日本からは51億円(0.2%)の輸入。

米国の木材輸出(2024)



輸入額は輸出額の
2.6倍

米国の木材輸入(2024)



出典: グローバル・トレード・アトラス、三菱UFJ銀行(為替相場)

● カナダが輸出入ともに第1位の相手先

- 輸出で25%(建築用木工品、製材等)、輸入で49%(製材、パーティクルボード・OSB等)を占める。
- カナダとは針葉樹製材紛争をかかえており、2025年には米国がダンピング防止税及び相殺関税を引き上げ。これにより、カナダから輸入される針葉樹製材の関税は、両税の合計で35.19%(一部輸出業者は税率が異なる)。

米国の木材貿易（輸入詳細）について

米国の木材輸入の詳細(2024)

輸入先国	木材輸入額	割合	主な品目
カナダ	1兆6,853億円	49%	製材、パーティクルボード・OSB
中国	2,948億円	8%	その他木製品、寄木
ブラジル	2,358億円	7%	さねはぎ加工、合板
チリ	1,586億円	5%	合板、繊維板
ベトナム	1,509億円	4%	合板、建築用木工品
ドイツ	1,143億円	3%	製材、繊維板
インドネシア	1,086億円	3%	合板、建築用木工品
メキシコ	1,045億円	3%	建築用木工品、その他木製品
総額	3兆4,722億円		

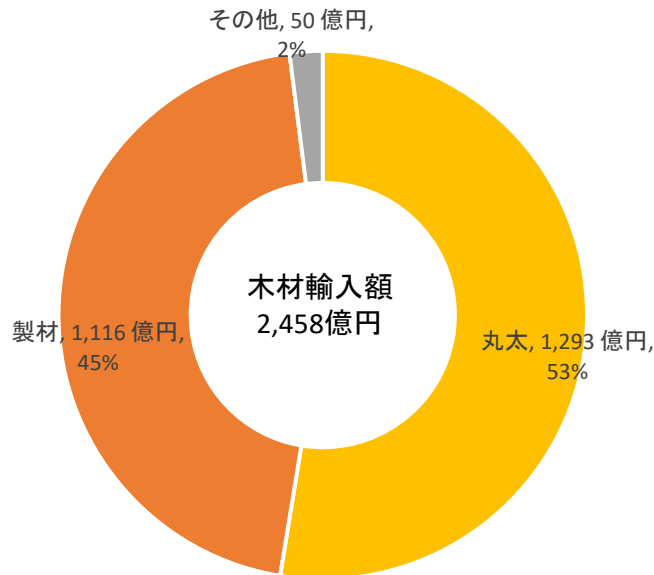
- 輸入先第1位のカナダ(49%)からの木材輸入額は、5割が製材。
- 日本からの輸入は、55億円(0.2%)

出典:グローバル・トレード・アトラス、三菱UFJ銀行(為替相場)

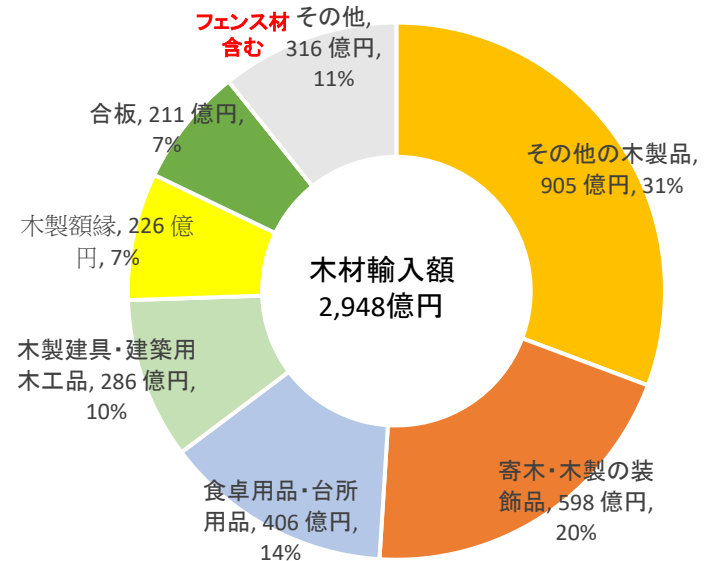
米国の木材貿易（対中国）

- 米国の対中国木材輸出額は2,458億円（2024年）。主な輸出品目は、丸太（53%）、製材（45%）。
- 木材輸入額は、2,948億円（2024年）。主な輸入品目は、その他の木製品（31%）、寄木・木製の装飾品（20%）、食卓用品・台所用品（14%）、木製建具・建築用木工品（10%）。

米国の対中国木材輸出（2024）



米国の対中国木材輸入（2024）



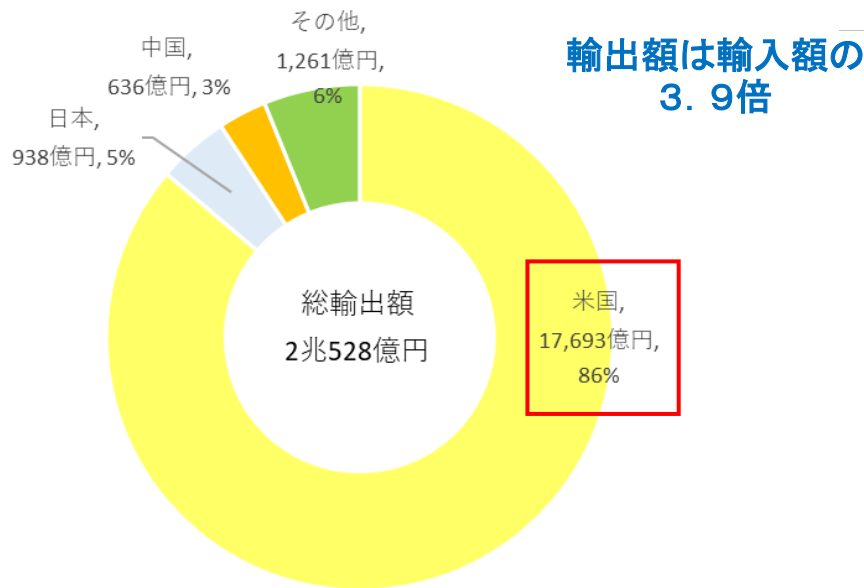
出典：グローバル・トレード・アトラス、三菱UFJ銀行（為替相場）

- 対中国木材輸出の丸太、製材の中国輸入関税（WTO税率）は無税。
- 中国から輸入している米国の輸入関税（WTO税率）：その他の木製品（0～10.7%）、寄木・木製の装飾品（0～4.3%）、食卓用品・台所用品（3.2～5.3%）、木製建具・建築用木工品（0～8%）。フェンス材含む製材の輸入は58億円と2%。

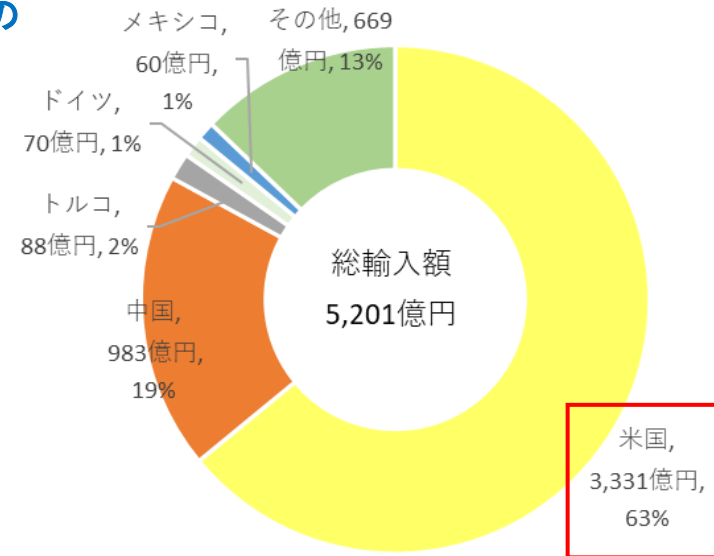
米国の関税政策（カナダの木材貿易）

- 3月4日、カナダとメキシコからの輸入品に対し、25%の関税引き上げを実施（6日に米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）に適合した輸入品について4月2日まで猶予を発表）。
- 4月2日には、**新たに相互関税の賦課はなく、従前の25%関税引き上げ及びUSMCAに適合した輸入品について免除を継続。**

カナダの木材輸出（2024）



カナダの木材輸入（2024）



出典：グローバル・トレード・アトラス、三菱UFJ銀行（為替相場）

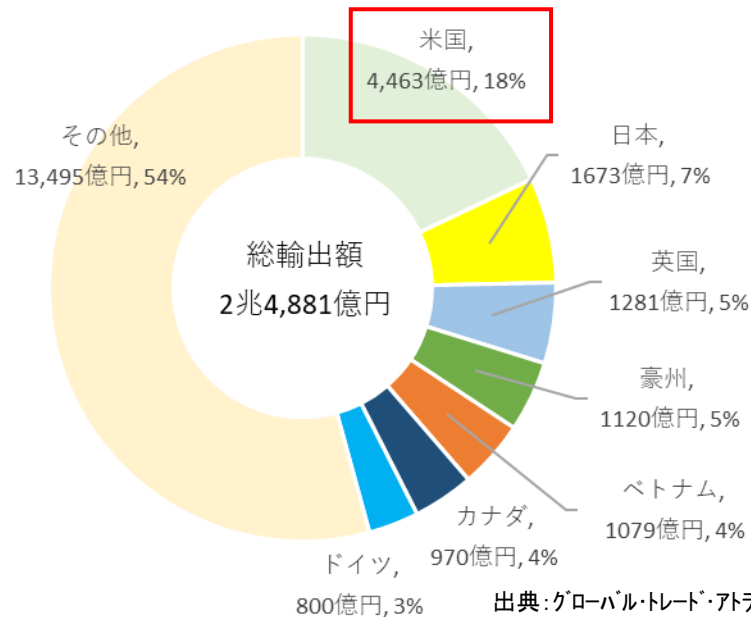
● カナダの対抗措置

- カナダは3月4日、米国からの一部輸入品に25%の追加関税を課す報復措置を発動。
- 3月12日に鉄鋼アルミニウムに25%、4月9日に自動車に25%の追加関税発動。

米国の関税政策（中国の木材貿易）

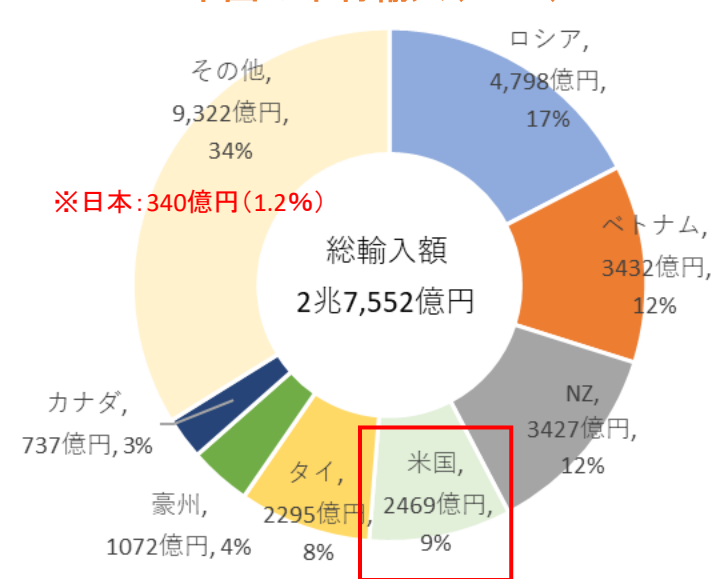
- 2月4日、中国からの輸入品に対し、10%の追加関税を実施。さらに、3月4日に追加関税を10%から20%に引き上げ（2019年の追加関税25%と合わせて45%）。
- 米国相互関税により、125%（木材HS4401-4413は適用除外）の追加関税。**
- 高加工度の木材（HS4414-4421）には、合わせて145%の追加関税（累計で170%）**

中国の木材輸出（2024）



出典：グローバル・トレード・アトラス、三菱UFJ銀行（為替相場）

中国の木材輸入（2024）



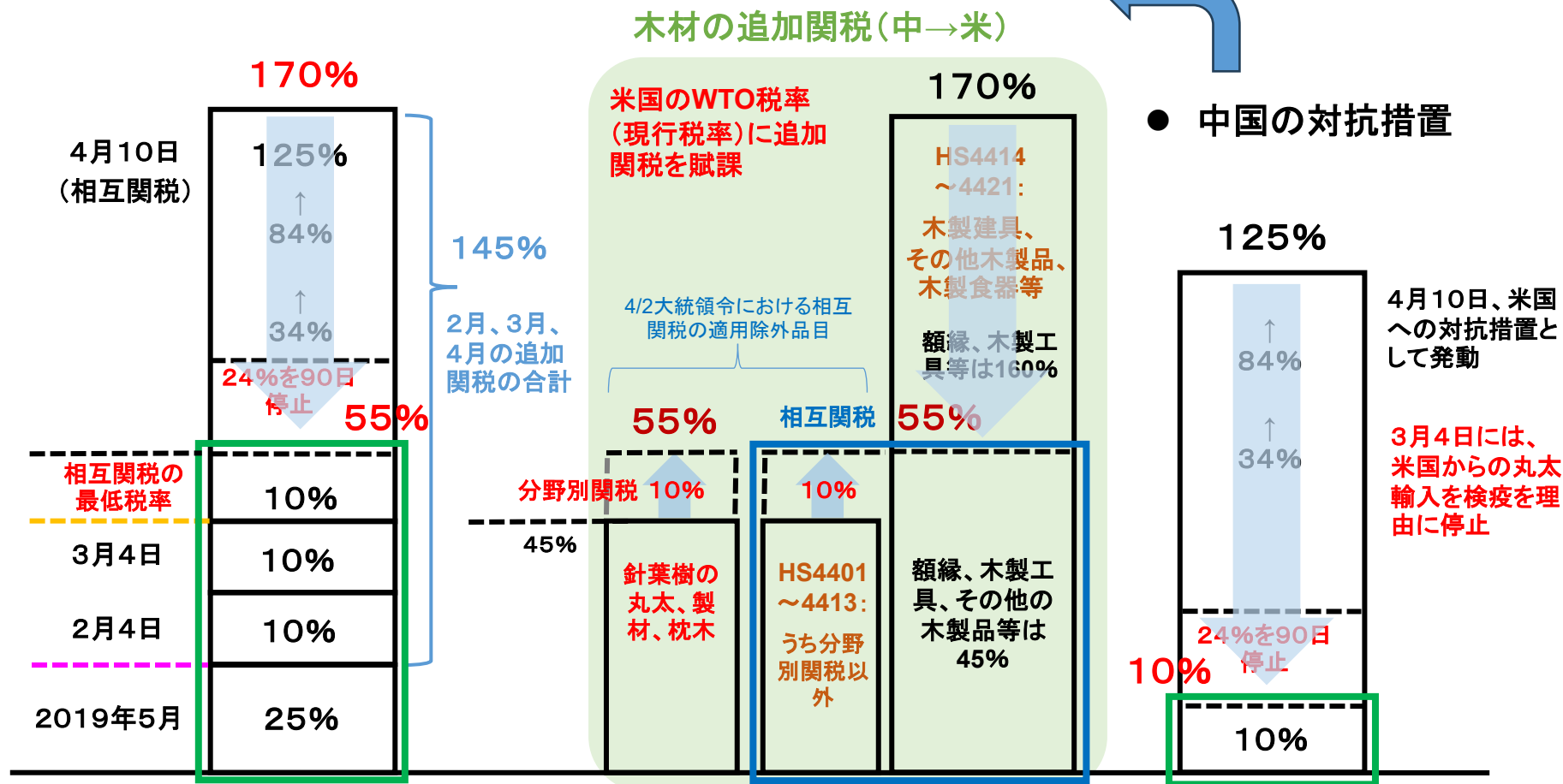
※日本: 340億円 (1.2%)

● 中国の対抗措置

- 2月10日、米国から輸入する石炭や液化天然ガス(LNG)などに最大15%の追加関税を発動。3月10日、米国から輸入する小麦やトウモロコシなどに最大15%の追加関税を発動。
- 3月4日、米国からの大豆(3社)及び**丸太の輸入について、検疫を理由に停止**。
- 4月12日、米国からの全ての輸入品に125%の追加関税を発動(**5月12日に10%に引下げ**)。

米国・中国の木材関税措置（5月12日合意、9月29日大統領令）

● 米国の対中木材関税措置



- 4月の相互関税で丸太、製材、合板等（HS4401～4413）は適用除外。ただし、2019年5月の追加関税25%、2月3月の追加関税20%と合わせて、45%の追加関税が適用。
- HS4414～4421は、一時累計で170%の追加関税が適用となるも、5月12日合意により55%に引下げ
- 5月12日、米中で関税引下げに合意（米国は14日までに累計145%を30%、中国は125%を10%に引下げ）
- 8月11日大統領令により、相互関税24%の90日停止をさらに90日延長（11月10日まで）
- 9月29日大統領令により、相互関税適用除外木材のうち針葉樹丸太・製材・枕木に10月14日より分野別関税10%、それ以外の木材には相互関税10%（最低税率）を適用

米国の木材関税率について

HS	品目説明	関税率
4401	チップ、ペレット、薪	0%
4402	木炭	0%
4403	丸太	0%
4404	木杭、棒	0%
4405	木毛及び木粉	3.2%
4406	枕木	0%
4407	製材	0%
4408	単板	0%
4409	さねはぎ加工	0%～4.9%
4410	パーティクルボード・OSB	0%
4411	繊維板・MDF	0%～6% 1.5%+ 0.019USD/kg
4412	合板、集成材	0%～8%
4413	改良木材	3.7%

HS	品目説明	関税率
4414	木製額縁	3.9%
4415	木製のケース・箱	0%～10.7%
4416	樽	0%～3.2%
4417	木製工具	0%～5.1%
4418	木製建具、建築用木工品、構造用集成材、CLT、LVL	0%～8%
4419	食卓用品・台所用品	3.2%～5.3%
4420	寄せ木・木製の装飾品	0%～4.3%
4421	その他の木製品	0%～10.7% 0.065USD/gross

7/31及び9/29発表の大統領令等により、我が国の相互関税対象品目は、一律15%（MFN税率+相互関税）

※ 10月14日時点

・HSコード：国際的に統一された商品分類コードのこと。

・関税率：MFN税率を記載。米国が外国（日本など）から木材を輸入する際の関税率（EPA税率等除く）。

我が国の木材関税率について

HS	品目説明	関税率
4401	チップ、ペレット、薪	0%
4402	木炭	0%
4403	丸太	0%～3.5%
4404	木杭、棒	0%～7.5%
4405	木毛及び木粉	2.5%
4406	枕木	0%
4407	製材	0%～6%
4408	単板	0%～6%
4409	さねはぎ加工	0%～7.5%
4410	パーティクルボード・OSB	5%～7.9%
4411	繊維板・MDF	2.6%
4412	合板、集成材	6%～10%
4413	改良木材	7%

HS	品目説明	関税率
4414	木製額縁	3.2%
4415	木製のケース・箱	2.8%～3.9%
4416	樽	2.2%
4417	木製工具	2.2%～2.8%
4418	木製建具、建築用木工品、構造用集成材、CLT、LVL	0%～6%
4419	食卓用品、台所用品	2.7%～4.7%
4420	寄せ木、木製の装飾品	0%～10%
4421	その他の木製品	0%～10%

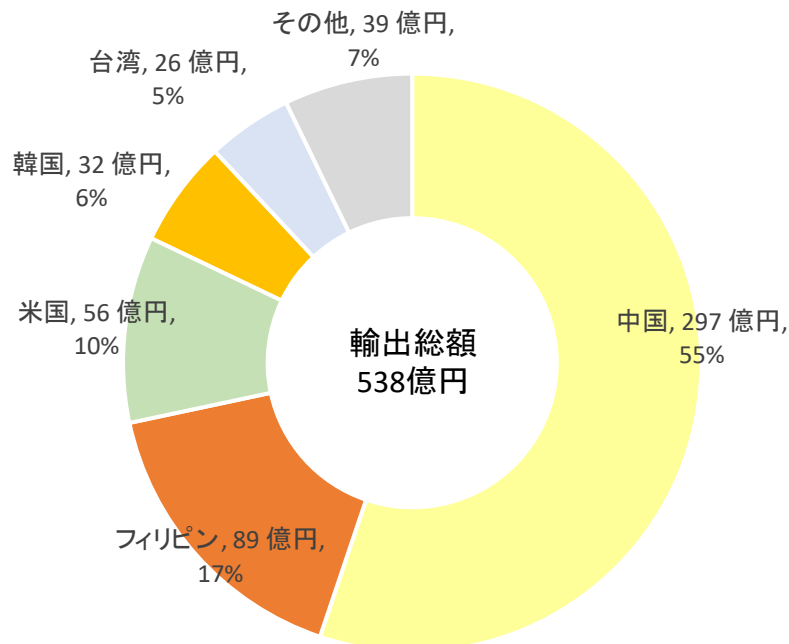
・HSコード: 国際的に統一された商品分類コードのこと。

・関税率: MFN税率を記載。我が国が外国(米国など)から木材を輸入する際の関税率(EPA税率等除く)。

我が国の木材貿易について

- 我が国の木材輸出額は538億円(2024年)。主な輸出先は、中国(丸太)、フィリピン(合板)、米国(製材)、韓国(丸太)、台湾(丸太)。
- 木材輸入額は、1兆4,606億円(2024年)。主な輸入先は、ベトナム(チップ、ペレット)、EU(製材、集成材)、中国(その他の木製品)、米国(丸太、チップ、ペレット)、フィリピン(建築用木工品)、インドネシア(合板)、カナダ(製材、ペレット)、マレーシア(合板)、豪州(チップ)。

我が国の木材輸出(2024)



我が国の木材輸入(2024)

